

# みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金の申請の流れ

みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金の申請から振込までの流れです。申請者は移住またはテレワーク利用の町内視察完了後、視察時に使用したレンタカー借上料を証明する書類(領収書等)、振込先がわかる書類(通帳等)を交付申請兼請求書と併せて提出してください。

【申請内：4月～翌年3月】

【提出後：1カ月程度】

## ステップ1

〈交付申請兼請求書：申請者〉

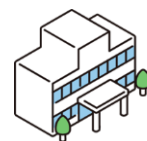


- i. 申請が可能なタイミング
  - ・移住検討またはテレワークで町内の視察時にレンタカーを使用したら
- ii. 提出書類
  - ・様式第1号(第6条関係)交付申請書兼請求書
  - ・領収書等(レンタカー借上に係るもの)

提出

## ステップ2

〈交付決定兼確定：みなかみ町〉



- ・ステップ1で提出された書類確認
- ・確認後、問題なければ交付決定兼確定通知書の送付
- ・指定口座へ補助金振込

送付・振込

## 【対象者】

次のいずれにも該当する方

- (1)町外に住所がある者
- (2)本町への移住検討のための視察又はテレワーク及びワーケーションを目的としたテレワーク施設を利用する者

## 【補助対象経費】

補助対象経費は、補助対象者が借り上げるレンタカーの経費とする。ただし、燃料費を除く。

## 【補助金額等】

補助金の額は、補助対象経費のうち、1回当たりの視察又はテレワーク施設の利用につき、1日3,000円を最大3日間、9,000円までとする。